

令和3年度介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業募集要項

1 目的

この制度は、介護福祉士実務者研修施設に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す方に対し受講資金を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、質の高い介護福祉士の養成確保に資することを目的としています。

2 応募資格

社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第2号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「実務者研修施設」という。）に在学中の方で、次のいずれの要件も満たしている方。

(1) 島根県に住民登録をしている方又は県内の実務者研修施設で就学する方

※実務者研修（通信制）の実施主体が県外であっても、スクーリング会場が県内の場合を含みます。

(2) 実務者研修施設を卒業後に介護福祉士となり、県内の社会福祉施設等で介護福祉士の業務（以下「返還免除対象業務」という。）に従事しようとする方。

※「返還免除対象業務」の詳細については、別添の「別表1」及び「別表2」をご参照ください。

3 募集人数

30名程度

4 貸付条件

(1) 募集期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日

※実務者研修施設に在学する期間中に応募することが要件となります。

募集人数に達した場合は、途中で募集を締め切る可能性があります。

(2) 貸付期間 実務者研修施設に在学する期間

(3) 貸付額 20万円以内

(4) 貸付利子 無利子

※返還期間（3年）を過ぎても返還が済んでいない場合は、その残額に対して、年3.0%の延滞利子がかかります。

(5) 連帯保証人 1名

※貸付申請者が未成年者である場合の連帯保証人は法定代理人（親権者、未成年後見人等）となります。

5 借入申込方法

受講資金の貸付を希望する方は、次の書類を「12 書類の提出先及びお問い合わせ先」までご提出ください。

※ 必ず実務者研修の受講期間中にお申込下さい。受講修了後のお申込は対象外となります。

[提出書類]

No.	提出書類名
1	介護福祉士実務者研修受講資金借入申込書（様式第 3-1 号）
2	介護施設・事業所または実務者研修施設の長からの推薦状（様式第 3-2 号）
3	住民票
4	実務者研修施設の受講を証明する書類 ※2 の推薦状が「実務者研修施設の長からの推薦状」の場合、実務者研修施設の受講を証明する書類は不要です。

6 貸付決定及び資金交付

貸付者の選定については、毎月末日を締め切りとして、原則として島根県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等運営委員会にて審査の上、決定します。選考結果に基づく貸付の可否は貸付申請者に通知します。

貸付決定となった場合は、借用書等必要書類を提出いただいたあと、指定口座に一括送金します。

7 貸付契約の解除

借受人が次の各号に該当して、資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるに至ったときは、その契約を解除するものとします。

- (1) 養成施設等を退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

8 返還の免除

受講資金の貸付を受けた方が次のいずれかに該当する場合には、返還額の全額を免除します。

- ① (注1) 実務者研修施設を卒業した日（実務者研修施設を卒業した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合にあっては、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日とする。以下同じ。）から1年以内に介護福祉士の登録を行い、島根県内において、返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、2年の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

※ 法人における人事異動等により、貸付を受けた者の意思によらず、島根県外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入します。

※ 返還免除対象業務に従事後、社会福祉士の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しませんが、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱います。

- ② 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

(注1)

◆実務者研修施設を卒業した日の属する年度の介護福祉士国家試験を未受験又は不合格だった場合◆

災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は合格できなかった場合、島根県社会福祉協議会が本人の申請に基づき、次年度の国家試験を受験し合格する意思があると認めた場合、「卒業した日」を「国家試験に合格した日」と読替えを行う場合があります。これにより、実務者研修施設を卒業した日の属する年度以降で国家試験に合格した場合でも、返還免除対象業務に従事することで、返還の債務の当然免除の要件を満たせば「返還の債務の当然免除」を受けることができます。

9 返還

受講資金の貸付を受けた方が次のいずれかに該当する場合（社会福祉士の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、次のそれぞれに規定する事由が生じた日の属する月の翌月から2年以内に月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならないものとします。

- ① 貸付契約が解除されたとき。
- ② 実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士として登録せず、又は島根県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- ③ 島根県内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- ④ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

10 返還の猶予

受講資金の貸付を受けた方が次に該当する場合には、その間の返還を猶予します。

- ① 島根県内において返還免除対象業務又は介護職員等の業務に従事しているとき。
- ② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

11 その他

- (1) 実務者研修を受講するために、生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金（旧・母子福祉資金）など、国費による貸付や給付を利用している場合、貸付できません。
- (2) 職業訓練として実務者研修を受講する場合は、本制度の対象とはなりません。
- (3) 教育訓練給付金を受給されている方も貸付対象となります。

12 書類の提出先及びお問い合わせ先

〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ 5 階

島根県社会福祉協議会 生活支援部福祉資金係

TEL : 0852-32-5953 FAX : 0852-21-0798

E-Mail : shikin@fukushi-shimane.or.jp

<https://www.fukushi-shimane.or.jp>